

手配旅行条件書

※お申込みの際は必ず印刷の上この旅行条件書をお読みください。

＜本旅行条件書の意義＞

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件説明書の一部です。

旅行計画が成立したときは、同法第12条の5に定めるところの契約書の一部となります。

1. 手配旅行契約

この旅行は、ららぽーとエージェンシー（以下「当社」といいます。）が手配する旅行であり、お客様と手配旅行契約を締結することになります。

当社はお客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他サービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。

当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

2. 旅行の申込み

当社はお客様のご希望による航空券・宿泊券等の手配旅行は所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリ・インターネット等の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けします。なお、乗車券及び宿泊券を旅行代金と引き換えにお渡しする場合は、口頭による申込みを受け付けることがあります。

団体・グループ旅行の代表である契約責任者がお申し込みの場合、当社は契約責任者が団体構成員の一切の代理権を有しているとみなします。

当社所定のご旅行申込書に必要事項を記入の上、旅行代金概算の20%相当額以上の申込金又は全額を添えてお申し込みください。なお、申込金は旅行代金・取消料の一部といたします。

3. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けることを条件に、電話・電子メール・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約（以下「通信契約」といいます。）を締結することがあります。但し、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。通信契約の申込みに際し、会員はお申込みをしようとする「手配旅行の内容」、「出発日」等に加えて「カード会社名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

通信契約による旅行契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は

払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社は、お申し込みをお断りする場合がございます。

4. お申し込み条件

お申し込み時に20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。

健康を害している方、身体に障害のある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等その他の特別の配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 旅行契約の成立

旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立します。

当社は申込金を受けることなく、契約の締結の承諾をする旨の書面をお渡しした場合、ファクシミリの場合は、当社が発信した時点、電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約が成立します。団体・グループ旅行の場合、申込金を受けることなく旅行引受書等をお渡ししたときに契約が成立します。

6. 契約書面のお渡し

当社は契約成立後速やかに、郵送にて予約確認書・旅行条件書・請求書をお送りいたします。

団体・グループ旅行の場合は、旅行代金見積書・旅行条件書・旅行引受書・請求書をお送りします。

7. 旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手続き料金を申し受けます。

8. 旅行契約の解除

<お客様の任意解除>

お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

1. お客様が提供を受けた旅行サービスの費用。
2. 未提供の旅行サービスに係る取消料その他旅行サービス提供機関の未払い費用。
3. 当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手續料金。

<お客様の責に帰すべき事由による解除>

1. 当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取り消しさせていただく場合があります。

2. お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは当社は旅行契約を解除する場合があります。

1. 2. の場合、下記の費用はお客様の負担とさせていただきます。

既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料、その他旅行サービス提供機関の未払い費用、並びに当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金。

<当社の責に帰すべき理由による解除>

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた残金を払い戻いたします。

9. 旅行代金

当社は、旅行開始前において運送機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変更、その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合、旅行代金を変更することがあります。

団体・グループ旅行の場合、旅行代金の支払期日及び方法は、旅行引受書にて明示いたします。

10. 旅行業務取扱料金

国内旅行

手配旅行に係る取扱料金

区分	内容		料金
手配料金	運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	15人以上の団体手配の場合	旅行費用総額の20%
		個人（上記以外の場合）	旅行費用総額の20%
	運送機関（航空券以外）・宿泊機関・入場券・現地観光券の予約・手配（予約済み運送機関の確認発券を含む）		1件につき1,100円以内
	添乗サービス料金（宿泊・交通費等の旅行実費を除く）		1人1日につき33,000円
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	15人以上の団体手配の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の20%以内
		個人（上記以外の場合）	変更に係る部分の変更前の旅行代金の20%以内
	運送機関（航空券以外）・宿泊機関・入場券・現地観光券の予約・手配（予約済み運送機関の確認発券を含む。）		1件につき1,100円以内

区分	内容		料金
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	15人以上の団体手配の場合	取消に係る旅行代金の20%以内
		個人（上記以外の場合）	取消に係る旅行代金の20%以内
	運送機関の手配の取消し（未使用乗車船券の精算手続きがある場合はそれを含む。）		1件につき1,100円以内
	宿泊機関の手配の取消し（未使用宿泊券の精算手続きがある場合はそれを含む。）		1件につき1,100円以内
通信連絡費	お客様の依頼により緊急に現地手配等のための通信連絡を行った場合等		1件につき550円 （電話料、電報料は別）

※注1 団体旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。

※注2 お客様の希望により、変更又は取消を行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。

※注3 同一の宿泊料金に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。

※注4 上記料金には消費税が含まれています。

海外旅行

手配料金に係る取扱料金

区分	内容		料金
手配料金	運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	15人以上の団体手配の場合	旅行費用総額の20%
		個人（上記以外の場合）	旅行費用総額の20%
	運送機関（航空券以外）・宿泊機関・入場券・現地観光等の予約・手配		1件につき3,300円
	日本発着国際航空券		旅行費用総額の20%以内
	現地発着航空券のみの場合		1行程につき5,500円
	添乗サービス料金（宿泊・交通費等の旅行実費を除く。）		1人1日につき66,000円
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	15人以上の団体手配の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の20%以内
		個人（上記以外の場合）	変更に係る部分の変更前の旅行代金の20%以内
	運送機関（航空券以外）・宿泊機関・入場券・現地観光券の予約・手配（予約済み運送機関の確認発券を含む。）		1件につき3,300円

	日本発着国際航空券及び現地発着航空券		1 件につき 5, 5 0 0 円
区分	内容		料金
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	15 人以上の団体手配の場合	取消に係る旅行代金の 2 0 % 以内
		個人（上記以外の場合）	取消に係る旅行代金の 2 0 % 以内
	運送機関（航空券以外）・宿泊機関・入場券・現地観光等の予約取消		1 件につき 3, 3 0 0 円
	日本発国際航空券及び現地発着航空券		1 件につき 5, 5 0 0 円
	未使用乗車船券等の精算手配		1 件につき 5, 5 0 0 円
通信連絡費	お客様の依頼により緊急に現地手配等のための通信連絡を行った場合等		1 件につき 3, 3 0 0 円 （電話料、電報料は別）

*注 1 団体旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。

*注 2 お客様の希望により、変更又は取消を行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。

*注 3 同一の宿泊料金に連泊する場合は、まとめて 1 件として扱います。

*注 4 上記料金には消費税が含まれています。

11. 国内宿泊施設の取消料金

旅館・ホテルの取消料は各施設の宿泊約款によります。

一部人員の変更（減員）については、別途取消料を定めています。

宿泊日当日、券面人員が減少した場合は、お泊りになった宿泊施設で減員証明を受けて、払い戻し欄にご署名ください。（※宿泊クーポンによるご宿泊の場合）

払い戻しは宿泊日より 1 ヶ月以内に当社までお申し出ください。

同一旅館・ホテルに連泊の場合は、1 泊の宿泊料金を基準として取消料を適用します。

12. 海外航空券の変更・取消手続料金

発券後の航空券の旅客名変更は、予約を一旦取り消し、再度予約をすることになりますので、取消手続料金を申し受けます。取消料は航空会社・予約クラスにより異なりますのでその都度ご案内いたします。

13. 当社の責任

1. 当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に通知があったときに限ります。
2. お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は 1.

の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3. 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して国内旅行の場合 14 日以内、海外旅行の場合 21 日以内に通知があったときに限り、お客様 1 名につき 15 万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

14. お客様の過失

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

15. お客様が出発までに実施する事項

1. 旅券（パスポート）・査証について

現在お持ちの旅券（パスポート）が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行って下さい。

又、渡航先国に予防接種証明書が必要な場合は、当該証明書をお持ち下さい。これらの渡航手続き等の代行については、渡航手続代行料金をいただいております。

2. 衛生情報について

渡航先の衛生情報については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」(<http://www.forth.go.jp>)でご確認ください。

3. 海外危険情報について

渡航先（国または地域）によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に当社より「海外危険情報に関する書面」をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ」(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)でもご確認ください。

16. 燃油サーチャージについて

契約成立後、発券前に航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合は、その不足分をお客様の同意を得た上で、追加徴収し、減額された場合にはその減額分を払い戻いたします。

お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に旅行契約の解除をされる場合は、当社所定の旅行業取扱料金を申し受けます。

17. 個人情報の取扱いについて

1. 当社は、ご提供いただいた個人

情報について、1.お客様との間の連絡のため、2.旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3.旅行に関する諸手続きのため、4.当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため、5.当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、6.旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、7.アンケートのお願いのために利用させていただきます。

2. 上記、2.3.の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関

- に書類又は電子データにより、提供することがあります。
3. 当社は、個人情報の取扱いを委託することがあります。
 4. お客様は、当社の保有する個人データに対して、開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。
 5. 一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。

18. ご旅行条件

この旅行条件は、2025年04月01日を基準としています。

旅行手配

ららぽーとエージェンシー株式会社
東京都中央区日本橋浜町2丁目31番1号
TEL：03-5643-7050
総合旅行業務取扱管理者 渡邊浩成
観光庁長官登録旅行業第1073号
日本旅行業協会（JATA）正会員

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での責任者です。ご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、遠慮なく上記旅行業務取扱管理者にご質問下さい。